



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

号外第38号 令和5年10月5日発行

## 目次

### 【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
104	令和5年10月22日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙において繰り上げて投票を行う投票区を告示する件	
105	令和5年10月22日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙における選挙分会長及びその職務を代理すべき者を選任する件	
106	令和5年10月22日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙における選挙分会の場所及び日時を告示する件	

### 【徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
9	令和5年10月22日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を選任した件	
10	令和5年10月22日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時を定めた件	

【参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙選挙長告示】

番 号	表	題	担当課名
1	令和5年10月22日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙における選挙立会人について、候補者からの届出に係る者が10人を超えるとき、又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにくじを行う場所及び日時を定めた件		

【参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙選挙分会長告示】

番 号	表	題	担当課名
1	令和5年10月22日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙における選挙立会人について、候補者からの届出に係る者が10人を超えるとき、又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにくじを行う場所及び日時を定める件		

徳島県選挙管理委員会告示第四百号

令和五年十月二十一日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙について、次の投票区における投票の期日は、次のとおりとする。

令和五年十月五日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

市町村名	投票区名	投票の期日
阿南市	伊島投票区	令和五年十月二十一日

徳島県選挙管理委員会告示第百五号

令和五年十月二十二日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙における  
選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

令和五年十月五日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選 挙 分 会 長		選挙分会長の職務を代理すべき者	
徳島市	住 所	小島 周一郎	氏 名
徳島市	住 所	徳島市	住 所
大野 文哉	氏 名		

徳島県選挙管理委員会告示第百六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、令和五年十月二十二日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙における選挙分会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和五年十月五日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

- 一 場所 徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁内 四〇二会議室
- 二 日時 令和五年十月二十四日 午前十時三十分

## 徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第9号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、令和5年10月22日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙の選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和5年10月5日

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長

中田 丑五郎

### 1 選挙長

徳島県徳島市 小島 周一郎

### 2 選挙長職務代理者

徳島県徳島市 大野 文哉

**徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第10号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により、令和5年10月22日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定めた。

令和5年10月5日

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長

中田 丑五郎

1 日時

令和5年10月26日 午後1時

2 場所

徳島県徳島市万代町一丁目1番地 徳島県庁 徳島県選挙管理委員会  
委員会室

## 参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙選挙長告示第1号

令和5年10月22日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙における選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにおいて、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において読み替えて準用する同法第62条第2項、第4項又は第5項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和5年10月5日

参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙選挙長

小島 周一郎

1 日時

令和5年10月20日 午前10時30分

2 場所

徳島県徳島市万代町一丁目1番地 徳島県庁 徳島県選挙管理委員会  
委員会室



参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙選挙分会長告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において読み替えて準用する同法第六十二条第六項の規定により、令和五年十月二十二日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙における選挙立会人について、候補者からの届出に係る者が十人を超えるとき、又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときにくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和五年十月五日

参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙選挙分会長 小島 周一郎

一 場所 徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁 選挙管理委員会委員室

二 日時 令和五年十月二十日 午前十時三十分